

# 定期監査の結果に基づく措置

(令和4年10月11日実施)

児島支所総務課

調査事項	行政財産の目的外使用許可について
指摘事項	行政財産の目的外使用許可について、土地使用料の算定方法に誤りがあり過大な使用料を徴しているものが見受けられたので、倉敷市行政財産使用料徴収条例の規定に従い適正な事務処理をされたい。
措置	過多に徴収した使用料につきましては、過誤納金の還付手続きを進めているところです。 今後は、行政財産使用料徴収条例等関係規程に従い、使用料の算定方法に誤りがないよう、適正な事務処理を行ってまいります。

## 定期監査の結果に基づく措置

(令和4年10月11日実施)

児島支所産業課

調査事項	普通河川等使用許可について（使用料を含む）
指摘事項	普通河川等使用料について、算定方法に誤りがあり過大な使用料を徴しているものが見受けられたので、倉敷市道路および普通河川等管理条例に従い適正な事務処理をされたい。
措置	<p>普通河川等使用許可のうち、使用料の過多につきましては、ご指摘を受け、速やかに還付の措置を講じました。</p> <p>今後は、使用料算定のチェック体制を強化するとともに、倉敷市道路および普通河川等管理条例に基づき、適正な事務処理を行ってまいります。</p>

## 定期監査の結果に基づく措置

(令和4年10月7日実施)

玉島支所総務課

調査事項	遺失物について
指摘事項	遺失物について、現金の拾得物を警察署長へ提出しているが、遺失物法に定める期間を経過したため、所有権を取得できなかった事例が見受けられたので、倉敷市遺失物処理規程等関係法令に基づき、適正な事務処理をされたい。
措置	<p>遺失物につきましては、現金・切手等市が権利放棄しない遺失物について、落とし主が現れない場合には、週1回程度警察署に届け出ておりました。今回指摘を受け、落とし主が現れない場合には、2日以内に起案し決裁後速やかに警察署に届け出る体制に改善いたしました。</p> <p>同時に担当者は、玉島支所総務課に届け出があると、直ちに係長に報告し、係長が遺失物法による権利を主張できる7日以内に届け出ることの期間管理をして、再発防止に努めることといたしました。</p> <p>今後は遺失物法及び倉敷市遺失物処理規程に基づき、適正な事務処理を行ってまいります。</p>